

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金(以下「補助金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項により設置された民間保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項により設置された民間幼保連携型認定こども園が実施する低年齢児保育の受入促進を図るため、事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象及び要件)

第2条 この補助金の交付対象となる事業者は、乳児及び1・2歳児(以下「低年齢児」という。)の保育所への途中入所に対応するためにあらかじめ保育士を配置する事業(保育士に代えて保健師、看護師又は准看護師を配置しても差し支えない。)(以下「補助事業」という。)を実施する者(以下「対象事業者」という。)で、当該対象事業者が次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 蒲郡市において把握している低年齢児の年度途中入所希望数に基づき、蒲郡市と調整の上、当該保育所において低年齢児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意していること。
- (2) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59の2厚生事務次官通知)の配置基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに、担当保育士を配置していて、年度途中において担当保育士1人あたり低年齢児が新たに3人以上入所する保育所であること。
- (3) この事業のための保育士は、低年齢児保育の実施に当たるほか、必要に応じ、育児休業明け等に伴う年度途中入所児童のための入所前指導や地域の育児休業中などの保護者とその児童に対し、保育についての相談・指導等を実施するよう努めること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額の合計額と補助対象経費の実支出

額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して低い方の額の合計額とを比較していずれか低い額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の不交付)

第4条 対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

- (1) 愛知県の指導監査等の結果、改善措置命令が発せられた場合
- (2) 法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款又は寄付行為に違反した場合
- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適正を欠いている場合

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の申請を取下げすることができる。

- 2 前項の規定により申請を取り下げようとする場合において、申請の取下げは交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、取り下げの理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

(変更の申請及び承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において補助事業の内容変更により補助金額に変更を生じる場合は、蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、補助金交付の変更を決定し、蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金変更交付決定通知書（第４号様式）によりその決定内容を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第９条 補助事業者は、補助事業の完了（変更の決定を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月５日のいずれか早い期日までに蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金実績報告書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１０条 市長は、前条の報告書を受領したときは、書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第８条に基づく承認をした場合は、その承認された内容をいう。）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金確定通知書（第６号様式）により通知しなければならない。

（補助金の支払）

第１１条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、適当と認めたときは、受領した日から３０日以内に補助金を支払うものとする。

（関係書類の整備）

第１２条 補助金の支払を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする書類を常に整備しておかななければならない。

２ 前項の帳簿、書類等は、補助事業の完了後５年間保管しなければならない。

（状況報告）

第１３条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要に応じ、補助事業者へ補助事業の執行状況の報告を求め、又は必要な指示を命ずることができる。

（雑則）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成２３年３月１８日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年９月１日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年３月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年２月２２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１７日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月１２日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲都市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和６年３月２９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和５年４月１日から同年７月６日までの間は、第２条中「保健師、看護師又は准看護師」とあるのは、「保健師又は看護師」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

別表（第3条関係）

事 項	内 容				
補助対象経費	賃金、報酬、交通費、給料、職員手当等、共済費				
補助基準額	対象保育所における低年齢児途中入所担当保育士の各月の受入可能児数に以下の月額単価を乗じて得た額とする。ただし、担当保育士1人あたり年500,000円を上限とする。 <table><tr><td>乳児1人あたり</td><td>56,000円</td></tr><tr><td>1・2歳児1人あたり</td><td>28,000円</td></tr></table>	乳児1人あたり	56,000円	1・2歳児1人あたり	28,000円
乳児1人あたり	56,000円				
1・2歳児1人あたり	28,000円				

第 1 号様式（第 5 条関係）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	低年齢児途中入所円滑化事業
交 付 申 請 額	金 円
補助事業の開始年月日 及び完了予定年月日	開 始 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	1 低年齢児途中入所円滑化事業 補助金算出調書 2 収支予算書 3 その他

第2号様式（第6条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金の交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

記

交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所
補助事業者
氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

事業計画を変更したいので、蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	低年齢児途中入所円滑化事業
当初交付申請（決定）額	金 円
変更後交付申請額	金 円
変更による増減額	金 円
変更の内容及び理由	

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市低年齢児途中入所
円滑化事業費補助金の変更交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを
決定したので通知します。

蒲郡市長

記

1	交付決定額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	差引増減額	金	円

第 5 号様式（第 9 条関係）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記
のとおり報告します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	低年齢児途中入所円滑化事業
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
文 書 番 号	蒲 第 号
補助事業の開始年月日 及び完了年月日	開 始 年 月 日 完 了 年 月 日
補助金交付決定額	金 円
添 付 書 類	1 低年齢児途中入所円滑化事業 補助金実績調書 2 収支決算（見込）書 3 その他

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金については、下記のとおり確定する。

蒲郡市長

記

- 1

補助金交付決定額

金

円
- 2

補助金確定額

金

円

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所

氏 名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

年度蒲郡市低年齢児途中入所円滑化事業費補助金として、下記の金額を請求します。

記

金

円